

飼料添加物製造業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 静岡県
氏 名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所
- 2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
 - (1) 販売業務を行う事業場の所在地
 - (2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

4 製造に係る飼料添加物の種類

飼料添加物の種類

なお、輸出用(及び試験研究用)の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりである。

輸出用(試験研究用)

飼料添加物の種類	名 称

5 飼料添加物の製造の開始年月日

年 月 日

6 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
		賦形物質等

7 製造施設の概要

番号	主要施設	数量	規模・能力等